

児童精神科医の養成制度等の拡充を求める意見書

昨年の児童心療センターの医師の退職を受け、本市は、北海道大学に依頼し、後任の医師確保を全国に打診したが、結果として、医師を配置することができなかった。

このことは、全国的に児童精神科の医師が不足していることが最も大きな要因であると考えられる。特に、近年の発達障がいという疾患概念の普及に伴う患者数の急増に対して、専門の医療機関や児童精神科医が絶対的に不足しており、若い医師が児童精神科について学びたいという動機となるような魅力的な教育システムの構築が不可欠であるにもかかわらず、そのような教育システムが全国的にも少ないのが現状である。

そのような中、本市は、児童精神科医を養成するため、平成26年度から北海道大学に人件費などを寄付し、同大学においては自治体として初めてとなる寄付講座を設けることとした。

この寄付講座によって、医療機関と連携した教育や研究が可能となり、市内の児童精神科医療機関への安定的な医師供給体制の構築など、新たな児童精神科医の養成システムの確立が期待されるところである。

しかしながら、このような状況は本市のみにとどまらず、多くの地域で医療体制の問題として顕在化しており、国の政策による全国的な児童精神科医や専門教官の養成等が急務である。

よって、政府においては、児童精神科医がその需要に比べ全国的に極めて少ない現状をふまえ、児童精神科医を養成するための寄付講座など、地域における医師の養成に対する助成や、児童精神科医学を専門とする大学教官の増員や職場環境の整備等の拡充を図るなど、安定的な医師の供給体制を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）12月12日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣
（提出者）全議員